

平成29年11月20日

病院長各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
病院担当理事 峰野 元明

訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定について

標記の件につきまして、神奈川県医師会より通知がございましたので、お知らせ致します。

神奈川県医師会
理事 佐々木 秀 弘

訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記について日本医師会常任理事から別添のとおり通知がありました。
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

事務担当：地域保健課 中村
〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1
Tel：045-241-7000 Fax：045-241-1464
e-mail：a-nakamura@kanagawa.med.or.jp

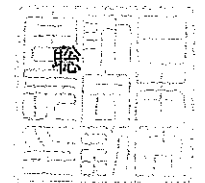
平成29年11月1日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会副会長

今 村



訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定について（情報提供）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、観光庁外客受入担当参事官及び厚生労働省医政局総務課長より各都道府県観光部（局）長及び衛生主管部（局）長宛に、標記の通知が発出されるとともに、本会宛に了知方依頼がございました。

観光庁及び厚生労働省は連携し、増加する訪日外国人旅行者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう必要な取り組みを行っております。その一環として観光庁は、平成27年度より訪日外国人旅行者が不慮のけがや病気の際に、スムーズに医療機関に受診できるよう、外国人患者の受け入れが可能な全国の医療機関リストを取りまとめ公表しております。

本件は、今年度も引き続き、観光庁より各都道府県観光部（局）に対し同リストへの追加選定及び報告につき協力を依頼するものであります。

本年度の追加選定にあたっては、現在登録済である医療機関の所在地と、主要な観光地の地点や二次医療圏を比較分析した結果、地域的な偏在があることが判明したことを踏まえ、「重点対象地域」を設定し、この区域内で医療機関数が不足していると思われる個所（選定地域）から可能な限り最低1件選定すること、及び厚生労働省の補助金事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」や「外国人患者受入医療機関認証制度」の対象機関で、訪日外国人旅行者受入れ医療機関のリストに未登録の医療機関（選定医療機関）につき登録を促すよう依頼しております。

なお、通知文中の別添②「二次医療圏毎の訪日外国人旅行者受入れ医療機関リスト」、及び、別添③「医療機関リスト未登録の医療機関で、外国語診療が可能な医療機関リスト」につきましては、個人情報を含むものになりますので、必要な際は都道府県観光部（局）へご照会いただければと存じます。

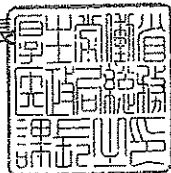
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。



医政総発 1017 第 2 号
平成 29 年 10 月 17 日

公益社団法人 日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局総務課長



訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定について
(情報提供)

標記につきまして、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知しましたので、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。



(別添)

観 参 第 145号

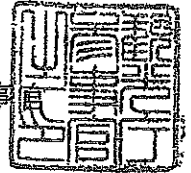
医政総発1017第1号

平成29年10月17日

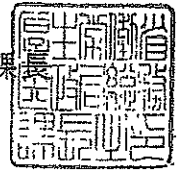
各都道府県観光部（局）長 殿

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

観光庁外客受入担当参事



厚生労働省医政局総務課長



訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定について

訪日外国人旅行者が増加する中、観光庁と厚生労働省では、訪日外国人旅行者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう必要な取組を進めております。

また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日決定）、「観光ビジョン実現プログラム2017」（平成29年5月30日決定）に基づき、2020年、さらにはその先を見据え、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境整備を促進するため、全国規模で訪日外国人旅行者受入れ医療機関を充実させていくこととしています。

これを踏まえ、昨年度に引き続き、観光庁では、厚生労働省と連携して、都道府県の協力の下、地域医療に支障なく、訪日外国人旅行者が不慮のけがや病気の際に、スムーズに医療機関にアクセスできるようにするための外国人患者の受入れが可能な全国の医療機関リストについて、更なる充実を図ることとしております。

については、各都道府県観光部（局）におかれましては、各都道府県衛生主管部（局）と連携して、下記のとおり、医療機関の追加選定及び報告をお願い申し上げます。各都道府県衛生主管部（局）におかれましては、医療機関の追加選定及び報告に必要な協力をお願い申し上げます。

記

1. 訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定及び追加報告内容の聴取

(1) 訪日外国人旅行者受入れ医療機関の選定要件

訪日外国人旅行者受入れ医療機関の選定要件は以下の通りです。

ア. 「緊急時対応等が可能である」訪日外国人旅行者受入れ医療機関

以下の(ア)～(ウ)の全ての要件を満たす医療機関を都道府県で最低1カ所以上選定してください。(ア)～(ウ)の全ての要件を満たす医療機関が平成27・28年度に既に選定されていれば、今年度の追加選定は不要です。その場合は、下記の『イ. 「外国語による診療が可能である」訪日外国人旅行者受入れ医療機関』の選定のみお願いします。)

(ア) 24時間365日救急患者を受け入れていること

(イ) 救急科、内科、外科、小児科を含む複数診療科を有すること
(総合病院を想定)

(ウ) 少なくとも英語による診療が可能であること

(通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、または、日英通訳者を介した診療が可能であること)

イ. 「外国語による診療が可能である」訪日外国人旅行者受入れ医療機関

外国人旅行者の訪問状況や医療機関へのアクセスを考慮し、「外国語による診療が可能である」医療機関(医療通訳の有無を問わない)を選定してください。

(2) 訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定

(1)の選定要件を踏まえ、以下の留意点に沿って追加選定をし、別添①の報告書を対象医療機関に配布・回収し、とりまとめをお願いします。また、選定結果の集計を別添②に反映をお願いします。

【選定にあたっての留意点】

現在登録済みの約900の医療機関の所在地と、各地域の主要な観光地の地点や二次医療圏と比較分析した結果、地域的な偏在があることが判明しました。よって、平成29年度の追加選定では、広域観光周遊ルート(注1)上の広域観光拠点地区(注2)と、二次医療圏(注3)が重なり合うところを平成29年度の【重点対象地域(別添②内のE列にて○がついている地域)】とし、以下ア及びイの要件を踏まえ、医療機関の追加選定をご検討いただきたいと思います。

ア. 選定地域

- ・別添②の通り、重点対象地域内で医療機関数が不足していると思われるところをオレンジ色で色づけしておりますので、色づけされた箇所は可能な限り最低1件以上選定頂きますようお願いいたします。
- ・重点対象地域外の地域であっても、訪日外国人旅行者が多い場合は必要に応じて、医療機関の選定をお願いいたします。

イ. 選定医療機関

- ・厚生労働省では、補助金事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」の実施や、「外国人患者受入れ医療機関認証制度」の普及推進をしております。これらの医療機関で、訪日外国人旅行者受入れ医療機関リストに未登録の医療機関については、選定の候補として頂きたい、個別にお声がけをする等、登録を促してください。
- ・平成28年度の観光庁の調査事業により、医療機関リスト未登録の医療機関で、外国語診療が可能な医療機関をリスト化(注4)したので、別添③として送付致します。追加選定の候補として参考にしてください

注1 広域観光周遊ルート：テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせたルートのこと。2017年3月時点で11のルートが認定。

注2 広域観光拠点地区：広域観光周遊ルート内で、集客の核となる地区のこと。ルート毎に複数地域を指定。

注3 二次医療圏：地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療（三次医療圏で提供することが適当と考えられるものを除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定。

注4 観光庁調査事業によるリスト：厚生労働省の医療機能情報提供制度で公開されている病院に対し、個別調査の上とりまとめたリストです。

(3) 登録済の訪日外国人旅行者受入れ医療機関に対するデータ二次利用可否
来年度以降データの二次利用を行う可能性もあるため、改めてデータの二次利用についての許諾を頂きますようお願いいたします。

各都道府県に登録されている医療機関に対し、別添①報告書の内、⑪のデータの二次利用に対する許諾についてご記入頂き、ご提出ください。（登録されている全医療機関が対象です）

(4) 選定結果の公開方法

選定いただいた医療機関は、訪日外国人旅行者受入れ医療機関リストとして各観光案内所や地方自治体へ案内する他、日本政府観光局（JNTO）のホームページで情報発信（注5）をする予定です。また、昨年度、観光関連施設からの要望を踏まえ、ホームページのユーザビリティ向上の観点から、医療機関一覧リストの対応言語を全5言語に拡大し、観光関連施設向けサポートページ（注6）も作成しております。

注5 HPアドレス：

【 英語 サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/eng/mi_guide.html

【 中国語（繁）サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/chs/mi_guide.html

【 中国語（簡）サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/chc/mi_guide.html

【 韓国語 サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/kor/mi_guide.html

【 日本語 サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

注6 HPアドレス：

【 サポート ページ 】 <http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/support.html>

2. 医療機関選定結果の報告方法と期限

各都道府県観光部（局）は、医療機関に配布・回収した別添①の報告書を取りまとめた上で、選定結果の集計を反映した別添②を添えて、各都道府県を管轄する地方運輸局まで報告をお願いします。

報告期限：平成29年11月22日（水）管轄の地方運輸局必着

※ 報告先運輸局の窓口及び担当者は別添④を参照のこと

3. 問い合わせ先

(1) 本施策全般に関するお問い合わせ

観光庁 外客受入参事官室 寺林・石川

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL：03-5253-8972

Mail：terabayashi-m2jh@mlit.go.jp、ishikawa-m55ta@mlit.go.jp

(2) 厚生労働省補助金事業等に関するお問い合わせ

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室 永松・柴山

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線：4115、4107）

【参考】

(1) 厚生労働省補助金事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」

- 医療通訳等の配置を実施する「外国人患者受入れ拠点病院」（平成26年度～平成29年度）

- 平成28年度：<http://www.jme.or.jp/news/pdf/160905.pdf>（当初予算）

- 平成29年度：http://www.jme.or.jp/news/170907_2.html（当初予算・一次公募）

- <http://www.jme.or.jp/news/171017.html>（当初予算・二次公募）

※ 平成26年度及び平成27年度の実施病院については、平成28年度の実施病院に内包されています。

- 院内資料・院内案内図の多言語化等の外国人患者受入れ体制整備を実施する「体制整備支援病院」（平成28年度）

- 平成28年度：<http://www.jme.or.jp/news/160729.html>（当初予算・一次公募）

- <http://www.jme.or.jp/news/160905.html>（当初予算・二次公募）

- http://www.jme.or.jp/news/170201_2.html（補正予算・一次公募）

- http://www.jme.or.jp/news/170703_2.html（補正予算・二次公募）

- http://www.jme.or.jp/news/170907_3.html（補正予算・三次公募）

- 上記事業は、「一般財団法人日本医療教育財団」が実施団体となっています。

- 一般財団法人日本医療教育財団HP：<https://www.jme.or.jp/index.html>

(2) 外国人患者受入れ医療機関認証制度

(JMIP: Japan Medical Service Accreditation for International Patients)

- 外国人患者受入れ医療機関認証制度HP：<http://jmip.jme.or.jp/search.php>

以上

訪日外国人旅行者受入れ医療機関 報告書 (平成29年度)

① 医療機関名 ※日英併記をお願いします。	(日)
	(英)

【昨年度と同様の報告内容：②～⑩】
今年度追加選定された医療機関は全てご記入お願いいたします。

② 所在地 ※日英併記をお願いします。	(日) (〒 -)						
	(英) (〒 -)						
③ 連絡先	(TEL:) (FAX:)						
④ 受付時間 ※注意書きはすべてを反映できないこととございます。	平日:						
	土日・祝日:						
⑤ ホームページ URL (ホームページがある場合)	http:// () 語						
	http:// () 語						
⑥ 病床数	床						
⑦ 外国語対応診療科 ※医師等が外国語対応可能な診療科を□にチェックの上、対応可能な言語欄に「○」を記入してください。 ※ただし、右記に該当する診療科がない場合は、「その他」にチェックをお願いします。 ※また、右記に該当する言語がない場合は、空欄に追加ください。	英語	中国語	韓国語				
	<input type="checkbox"/> 救急科						
	<input type="checkbox"/> 内科						
	<input type="checkbox"/> 外科						
	<input type="checkbox"/> 小児科						
	<input type="checkbox"/> 精神科						
	<input type="checkbox"/> 皮膚科						
	<input type="checkbox"/> 脳神経外科						
	<input type="checkbox"/> 泌尿器科						
	<input type="checkbox"/> 整形外科						
	<input type="checkbox"/> 眼科						
	<input type="checkbox"/> 耳鼻咽喉科						
	<input type="checkbox"/> 産科						
	<input type="checkbox"/> 婦人科						
<input type="checkbox"/> 歯科							
<input type="checkbox"/> その他							
⑧ 医療通訳 ※医療通訳サービスを提供可能な場合は、対面(雇用/外部派遣)・遠隔(電話/タブレット)通訳を問わず提供可能な通訳言語をチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 中国語	<input type="checkbox"/> 韓国語				
	<input type="checkbox"/> その他 (言語:)						
⑨ 備考 ※該当するものにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 24時間365日救急患者を受け入れている。						
	<input type="checkbox"/> 救急科、内科、外科、小児科を含む複数診療科を有する。						
	<input type="checkbox"/> 外国語対応が可能である(少なくとも通常診療時間内に英語で、または日英通訳者を介した診療が可能である。)						
	<input type="checkbox"/> 外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)認証病院						

	<input type="checkbox"/> 厚生労働省補助金事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」医療通訳拠点病院 <input type="checkbox"/> 厚生労働省補助金事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」体制整備支援病院 利用可能なクレジットカード <input type="checkbox"/> VISA <input type="checkbox"/> MASTER <input type="checkbox"/> AMEX <input type="checkbox"/> Diners Club <input type="checkbox"/> JCB <input type="checkbox"/> 中国銀聯 (留意点:)
⑩ 外国人患者受入れ体制 ※ 右欄のチェック項目は、「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の選定にあたって必須の要件ではありません。	<input type="checkbox"/> 受付・会計、診療、検査、入院(有床の場合)において、外国人患者に対応する体制(院内スタッフでの対応や多言語ツール導入、医療通訳サービスの導入等)がある。 <input type="checkbox"/> 必要な書類(問診票、説明書、同意書等)が外国語に翻訳されている。 <input type="checkbox"/> 診療情報提供書や診断書等の書類を外国語に翻訳する体制がある(外部委託等でも可)。 <input type="checkbox"/> 外国人患者に配慮した院内案内図・案内表示を整備している。 <input type="checkbox"/> 支払いに関する各種書類の内容(領収書や概算費用通知書等)を外国人患者の理解可能な言語で通知する方法がある。 <input type="checkbox"/> クレジットカードの使用可否を(可能な場合は、使用可能なクレジットカード会社も)含め、支払い方法について外国人患者に明示している。

【今年度の新規報告内容：⑪】

訪日外国人患者受入れ医療機関は、全医療機関ご記入お願いいたします。

⑪ データの二次利用	<p>【二次利用方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該報告書にて取得した情報について、観光庁及び日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトへの掲載致します。 ・訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関リストとして、オープンデータとして第三者利用できるようデータの提供、または受入れ可能な医療機関に関する情報発信等に活用することがございます。 ・観光庁や厚生労働省が実施する研究事業内(例「厚生労働科学研究」等)で、取得した情報を活用することがございます。 ・上記以外の目的以外で使用することはありません。 <p>当医院は上記二次利用方針を理解し、同意いたします。</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ </p> <p style="text-align: center;">代表者署名</p>
------------	---

観光庁 参事官 殿	年 月 日
上記について、訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関としてリストへの登録申請をします。	
都道府県	観光部(局)長

〈別添④〉 地方運輸局担当者名簿 「安心・安全対応相談窓口」

2017.7.12現在

局等名	課名	連絡先	担当課			メールアドレス
			職名	氏名	内線	
北海道運輸局	観光企画課	(直通)011-290-2700 FAX 011-290-2702	観光戦略推進官	高浜 悟	222	talahama-a52hr@mlit.go.jp
			観光企画課長	桑重 貴之	231	sanshige-t2v5@mlit.go.jp
			観光企画係長	植田 雅巳	234	ueda-m52pv@mlit.go.jp
			地域第二係長	津田 明宏	232	tsuda-a52c7@mlit.go.jp
			観光企画係	鷺田 芹香	233	yashida-s52pv@mlit.go.jp
東北運輸局	観光地域振興課	(直通)022-380-1001 FAX 022-791-7538	観光地域振興課長	栗田 利彦	290	kurita-t53ng@mlit.go.jp
			課長補佐	星 博美	291	hoshi-h53dz@mlit.go.jp
			係員	佐藤 究	294	sato-k53v3@mlit.go.jp
			係員	鎌田 拓治	296	kamata-t53wf@mlit.go.jp
関東運輸局	観光企画課	(直通)045-211-1255 FAX 045-211-7270	観光企画課長	岡村 清二	5377	okamura-s55m3@mlit.go.jp
			課長補佐	宮崎 明男	5365	miyazaki-a55mx@mlit.go.jp
			専門官	細野 桂一	5366	hosono-k55m3@mlit.go.jp
			観光企画係長	松沼 宏明	5367	matsumura-a55tr@mlit.go.jp
			観光企画係	久松 優貴乃	5368	hiematsu-v55uz@mlit.go.jp
北陸信越運輸局	観光地域振興課	(直通)025-285-9181 FAX 025-285-9172	観光地域振興課長	高橋 義孝	3300	takahashi-v54k@mlit.go.jp
			課長補佐	佐久間 敏之	3331	sakuma-t54hd@mlit.go.jp
			地域第一係長	梅村 真之介	3332	umemura-s54ff@mlit.go.jp
			観光地域振興係員	新倉 幸子	3333	nikura-a54xc@mlit.go.jp
			観光地域振興課長	柴垣 和典	2320	shibagaki-k56zk@mlit.go.jp
中部運輸局	観光地域振興課	(直通)052-952-8009 FAX 052-952-8087	課長補佐	暹美 宏	2321	atsumi-h56ph@mlit.go.jp
			専門官	河村 明美	2322	kawamura-a56es@mlit.go.jp
			係長	古久保 清	2323	furukubo-n56vr@mlit.go.jp
			調査員	大谷 昌宏	2324	otani-m56kr@mlit.go.jp
			調査員	遠藤 勝	2324	endoh-m56e3@mlit.go.jp
			調査員	足立 磨美	2323	adachi-m562o@mlit.go.jp
近畿運輸局	観光企画課	(直通)06-6949-6466 FAX 06-6949-6135	観光企画課長	森下 幸一	3883	morishita-k57x2@mlit.go.jp
			課長補佐	森田 正志	3884	morita-m57zn@mlit.go.jp
			観光産業係長	宮崎 修治	3885	miyazaki-s574@mlit.go.jp
中国運輸局	観光地域振興課	(直通)082-228-8703 FAX 082-228-9412	観光地域振興課長	神宝 博	4331	shinbou-h59dz@mlit.go.jp
			課長補佐	海島 恵美	4332	uajima-e59ab@mlit.go.jp
四国運輸局	観光企画課	(直通)087-835-6357 FAX 087-835-6373	観光企画課長	木下 航次	223	kinoshita-k62pb@mlit.go.jp
			課長補佐	横田 尚武	223	yokota-n62o5@mlit.go.jp
			観光企画係長	森岡 純	225	morioke-t62tn@mlit.go.jp
			調査員	松岡 健太	225	matsuoaka-k62rx@mlit.go.jp
九州運輸局	観光地域振興課	(直通)092-472-2920 FAX 092-472-2334	観光地域振興課長	脇野 正博	5360	wakino-m63rp@mlit.go.jp
			課長補佐	安岡 和之	5361	yasuoka-k63rn@mlit.go.jp
			地域振興係長	亀井 将志	5362	kamei-m63nu@mlit.go.jp
			企画調査員	柳田 竜則	5363	yanagita-t63hn@mlit.go.jp
沖縄総合事務局	企画室	(直通)098-866-1812 FAX 098-860-2369	企画室長	小柳 美枝子	85240	mkovanaz@org.cao.go.jp
			国際観光調整官	小松 正弘	85245	mkomatsu@org.cao.go.jp
			観光振興官	久高 聡	85241	skudaka@org.cao.go.jp
			企画係長	新垣 沙織	85243	saraki@org.cao.go.jp